

大阪市環境影響評価専門委員会（全体会）会議録

1 日 時 令和元年11月8日（金）午前10時00分～午前11時10分

2 場 所 大阪市役所本庁舎屋上階 P 1 会議室

3 出席者

専門委員会委員：秋山委員、岩田委員、魚島委員、内井委員、
大島委員、岡崎委員、岡部委員、小谷委員、
近藤委員、嶋津委員、西村委員、松井委員

本市：環境局長

環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡会委員（環境局環境管理部環境管理課長 他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

- (1) 大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線に係る環境影響評価準備書について
- (2) その他

5 議事録

【司会】 定刻になりましたので、ただいまから、大阪市環境影響評価専門委員会を開催いたします。議事に入りますまでの間、事務局にて議事進行を務めさせていただきます。

はじめに、ただいまご出席いただいております委員の皆様方は、12名でございます。大阪市環境影響評価専門委員会規則第5条第2項の規定により、本会が成立して

おりますことをご報告申し上げます。

ここで、傍聴者の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局からご説明させていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、大阪市環境局長の青野より、ご挨拶申し上げます。

【環境局長】 環境局長の青野でございます。本日は大変お忙しい中、環境影響評価専門委員会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、平素から本市の環境行政の推進に多大なるご指導、ご協力、ご理解を賜りまして、この場をおかりしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、この環境影響評価制度につきましては、大規模事業の計画段階から環境への配慮を促し、持続可能なまちづくりを実現させる上で、非常に重要な役割を担っております。

本日は、「大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線環境影響評価準備書」につきまして、本年8月5日の諮問以降、各部会でご審議を賜り、その検討結果の最終的な取りまとめをしていただく運びとなっております。

「なにわ筋線」はご承知のとおり、大阪都心部を南北に縦貫する鉄道事業でございます。また、「関西国際空港や新幹線新大阪駅のアクセス改善」、「鉄道ネットワークの強化」などの整備効果によりまして、大阪の国際競争力の強化や、関西の活性化に資する大変重要な事業でございます。また、本事業は、低炭素型の交通手段である鉄道へのモーダルシフトにより、温室効果ガス排出削減が期待できますことから、SDGsの達成を目指す大阪市にとっても重要な事業と認識しております。委員の皆様方には、本日の専門委員会におきまして、ご検討・ご審議のほどお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】 それでは議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認を

させていただきます。はじめに、本日の「大阪市環境影響評価専門委員会次第」でございませう。次に、大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線に関する資料としまして、「環境影響についての検討結果報告書（案）」、「環境影響評価準備書」及び「準備書の要約書」でございませう。資料の漏れ等はございませうでしょうか。

それでは、これ以降の議事につきましては、近藤会長にお願いしたいと存じます。

近藤会長、どうぞよろしくお願ひします。

【近藤会長】 それでは議事に入らせていただきます。

先生方にはお忙しい中、本日の専門委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、本日の議題は、8月5日に大阪市長から当専門委員会に諮問のありました「大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線に係る環境影響評価準備書について」でございませう。諮問以降、これまで当専門委員会の大気質、水質廃棄物、騒音・振動などの各部会において、検討・審議を重ねてまいりました。本日は、皆様に環境影響評価準備書についての検討結果報告書の案について、ご検討をいただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは検討結果報告書の案につきまして、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線に係る環境影響についての検討結果報告書（案）の内容について、ご説明を申し上げます。失礼ですが、座ってご説明させていただきます。

まず表紙をめくっていただきますと、「はじめに」がございませう。ここでは、令和元年8月に諮問をさせていただきますして以降、縦覧に供されまして、また合わせて意見書の受付が行われましたこと、その結果、1通の意見書の提出がありましたことを記載しております。

ページをめくっていただきますと、「目次」です。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとなっております、

それぞれ事業の概要、それから検討項目ごとに、各専門部会でご検討いただきました内容、最後に検討項目ごとの指摘事項を順に記載しております。

1 ページをご覧ください。1 ページからは I 章といたしまして、この事業の概要について、それぞれ 6 ページにかけまして記載がございます。

めくっていただきまして 7 ページでございます。第 II 章でございますが、全般的事項から 18 番の「文化財」、それぞれ各項目の検討内容を 75 ページにかけて記載しております。それぞれ簡単にかいつまみながら、ご説明を申し上げたいと思います。

7 ページの 1 番でございます。「全般的事項」でございますが、方法書についての市長意見に対して、都市計画決定権者の見解を記載してございます。

また (2) は、住民意見についてです。この内容につきましては、騒音・振動についてのご意見ですので、該当するページで説明を申し上げたいと思います。

(3) は「環境影響評価項目の選定等」について記載しております。②「検討結果」でございますけれども、環境影響評価技術指針の項目選定の考え方に基づいたものであり、「問題はない。」と取りまとめていただいております。

(4) は交通計画、工事計画についてですが、8 ページをめくっていただきまして②「検討結果」のところですが、当事業による広域での渋滞発生が懸念されるため、工事関係車両の走行ルートの設定の考え方につきまして、追加の説明を行っております。枠囲みの提出資料 1-1 に、その内容が記載されておまして、これを受けまして、枠囲みのさらに下、ポツですけれども、「工事関連車両の走行ルートの設定や、工事占用に伴う道路線形の変更、迂回路の設定においては、各工区間の工事内容や規模、工程を踏まえた上で、広域的な渋滞回避と軽減措置が図られるよう、関係機関等と十分調整を図られたい。」とのご意見をいただいております。

また 9 ページでございますが、開削トンネル部からの工事関連車両について、予測地点が走行ルートに設定されていないことから、その考え方についての確認を行っております。枠囲み提出資料 1-2 におきまして、その走行ルートの再検討をし、予測

地点を走行するとしたことなどが記載されております。

その枠囲みの下から、当事業における夜間工事の考え方を確認しております。10ページをお開きいただきますと、枠囲み提出資料1-3にその内容が記載されてございます。

これを受けまして、枠囲みの下です。「夜間工事は、できる限り避けるとともに、やむを得ず夜間工事を実施する場合には、事前に地元住民に周知するとともに、生活環境に著しい影響が生じないように、工事計画などについて、十分に検討されたい。」とのご意見をいただいております。

続きまして、11ページからは大気質についてでございます。ここからは各専門部会において検討いただきました内容です。

まずページの中段、①「建設機械等の稼働に係る二酸化窒素・浮遊粒子状物質」についてです。13ページをお開きいただきますと、イ「検討結果」、「予測結果及び評価」のところですが、建設機械等の稼働に係る環境保全対策について確認を行っており、14ページ枠囲み提出資料2-1に追加説明がありました旨が記載されてございます。これを受けまして、枠囲みの下に、「各地点における予測結果は環境基準値を下回っているものの、その影響は広範、長期に及ぶことから、建設機械等の稼働の分散を図るとともに、最新の排出ガス対策型建設機械を積極的に採用し、さらなる環境負荷の低減に努める必要がある。」とのご指摘をいただいております。

次に②「建設機械等の稼働に係る粉じん」についてです。この項目では、以降に記載しております④「工事関連車両の走行に係る粉じん」と合わせて、ご説明をいたします。

16ページをお開きください。③「工事関連車両の走行に係る二酸化窒素・浮遊粒子状物質」についてです。さらに18ページをご覧くださいと、「検討結果」、「予測結果及び評価」です。工事関連車両による寄与濃度は、バックグラウンド濃度に比べて十分小さいことから、問題はない。」と取りまとめていただいております。

次にその下段でございます。「工事関連車両の走行に係る粉じん」につきましては、20ページを開いていただきますと、工事における粉じんに係る具体的な対策内容について、確認を行っております。枠囲み提出資料2-2にその内容が記載されており、枠囲みの下、「工事区域近傍では、住居等が立地することなどから、粉じんの飛散防止対策を適切に実施し、環境の保全に努められたい。」とのご意見をいただいております。

続きまして21ページです。3番、「水質・底質」についてです。道頓堀川の一部を閉め切りして工事を行うため、環境影響の項目となっております。

22ページの②「検討結果」、(イ)「予測結果及び評価」におきましては、道頓堀川の水質管理について確認を行っており、枠囲み提出資料3-1ですが、施工管理の中で、SS濃度のほか、pH、DOを水質管理項目として確認することなどが示されてございます。これを受けまして、枠囲みのさらに下に「問題はない。」と取りまとめていただいております。

続いて、23ページからは、4番、「地下水・土壌」でございます。

25ページをご覧くださいますと、イに「予測結果及び評価」がありまして、当該区域の工事排水の処理について確認を行っております。枠囲み提出資料4-2には、工事排水は関係部局と協議し、適正に処理することなどが記載されておりまして、枠囲みの下の1ポツ目には、「問題はない。」と取りまとめていただいております。また、人為由来の汚染土壌の処理についての確認を行っております。枠囲み提出資料4-3には、土壌汚染対策法に基づき、関係部局と協議をし、汚染の拡散を防ぐための施工方法を検討していることなどが記載されておりまして、その枠囲みの下、「問題はない。」と取りまとめていただいております。

26ページ、5番、「騒音」です。(2)「準備書に対する住民意見」ですが、「シールドによる振動及び騒音がどれだけ生じるか具体的に説明していただきたい」との内容でした。

29ページをお開きいただきますと、まず①「列車の走行」についてですが、30ページのイ「検討結果」(ア)「予測内容」におきまして、急勾配区間での降坂車両によります騒音影響を考慮した再予測の結果について確認を行っております。30ページから32ページの枠囲み提出資料5-2におきましては、再予測の結果、追加対策により、指針値を満足することなどが記載されております。

これを受けまして、32ページ、枠囲みの下で、「急勾配区間の降坂車両も騒音レベルの上昇が確認されていることから、環境保全対策の実施などにより、影響の軽減を図りたい。」とのご意見をいただいております。

また、32ページの下段(2)「予測結果及び評価」におきましては、指針値を超過する高さ方向における防音壁のかさ上げ等対策の考え方について、確認を行っております。

33ページの枠囲み提出資料5-3におきまして、「今後、セミシェルターなどの最新の技術も踏まえ、関係機関や地域住民等とも十分調整を図りながら、検討を行う」ことなどが記載されております。

これを受けまして枠囲み下、1ポツ目です。「事業計画路線のうち、地上区間周辺には、中高層住宅等が立地しているため、計画段階から最新技術を用いた防音壁やレール構造の変更など、複数の対策について検討を行い、適切に実施することにより、騒音影響の低減を図る必要がある。」とのご指摘をいただいております。

また2ポツ目では、騒音・振動の影響軽減のためには、レール等の保守管理が不可欠であることから、その考え方について確認を行っておりまして、33ページから34ページにかけて、枠囲み提出資料には、その内容が示されております。

これを受け、34ページ枠囲みの下ですが、「事業計画路線にはレール摩耗の激しい急勾配区間、曲線区間が存在することから、騒音・振動に係る問題が生じないように、適切な保守管理に万全を期されたい。」とのご意見をいただいております。

続いて②「換気施設の稼働」についてです。35ページの上段、イ「検討結果」、

「予測結果及び評価」におきまして、「周辺地域における予測結果について、等価騒音レベルの増加は0～1デシベルと小さいが、現況で環境基準値を上回っている地点があることから、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう、環境保全を配慮されたい。」とのご意見をいただいております。

続きまして、③「建設機械等の稼働」についてです。35ページ下段「検討結果」、(ア)「予測内容」におきまして、敷地境界に近接して工事が実施される場合の予測結果の確認を行っております。

35ページから37ページにかけての枠囲み提出資料5-5におきまして、追加対策により規制基準値を下回ることなどが示されておきまして、これを受けた枠囲みの下ですが、「準備書に記載された対策のみを実施した場合、予測結果は最大で規制基準値を超過する地点が存在することから、予測に見込んだ環境保全対策を確実に実施されたい」。とのご意見をいただいております。

37ページ中段で、(イ)「予測結果及び評価」におきましては、環境保全対策の実施後の予測評価が規制基準を下回るものの、高い値であることから、さらなる低減対策について確認を行っており、枠囲み提出資料5-6には、低騒音型建設機械の採用や工事の平準化などの対策が示されております。これを受けまして、枠囲みのさらに下です。「工事期間が長期に及ぶこと、施工範囲に近接して住居が存在することから、予測の前提とした環境保全対策に加え、技術開発の状況を踏まえた最新の超低騒音型建設機械を積極的に導入するなど、騒音影響の更なる低減を図る必要がある。」とご指摘をいただいております。

また、ここで住民意見にございました、シールド工法による地下トンネル工事に伴う騒音の影響についての考え方を確認いたしましたところ、シールド工事は地下の閉じられた空間での工事になることから、地上部における騒音影響は小さいとの見解が示されており、これに対して「問題はない。」と取りまとめていただいております。

続いて38ページです。④「工事関連車両の走行」についてです。下段のイ「検討

結果」、「予測結果及び評価」におきまして、走行ルートの見直しを行った開削トンネル部から発生する工事関連車両による交通騒音への影響について確認を行っております。

39ページ、枠囲み提出資料5-4には、見直しによる騒音レベルにおける予測結果の変更はないとの旨の内容を記載しております。これを受けまして、枠囲みの下ですが、「問題はない。」と取りまとめていただいております。

続いて40ページからですが、ここからは「振動」についてです。

41ページをご覧くださいますと、中段①「列車の走行に伴う振動」について記載があります。

42ページをお開きいただきまして、イ「検討結果」(ア)「予測内容」におきまして、地盤状況による補正が行われていないことについて確認を行っております。枠囲み提出資料6-1には、「地下空間・地上空間における類似箇所との地盤状況との類似性などから、補正を行う必要がない」旨の見解が示されておきまして、これを受けて枠囲みの下ですが、「問題はない。」と取りまとめていただいております。

また、(イ)「予測結果及び評価」におきましては、予測結果は全ての地点において振動感覚閾値とされており55デシベルを下回っていることから、「問題はない。」と取りまとめていただいております。

次に②「建設機械等の稼働に伴う振動」についてです。

43ページのイ「検討結果」の(ア)「予測内容」におきまして、敷地境界に近接して施工する場合の予測結果について確認を行っております。枠囲み提出資料6-2に、その内容が示されておき、これを受けまして44ページの枠囲みの下ですが、「予測結果は規制基準値を下回っているものの、工事期間が長期に及ぶこと、施工範囲に近接して住居が存在していることなどから、低振動型建設機械を積極的に採用するなど、さらなる影響の低減に努められたい。」とのご意見をいただいております。

次に、中段(2)「予測結果及び評価」におきましては、シールド工事に伴う振動

の影響について確認を行っております。枠囲み提出資料6-3ですが、他の施工事例の調査結果では、振動感覚閾値とされる55デシベルを下回っていることなどが示されております。これを受けまして枠囲みの下ですが、「問題はない。」と取りまとめていただいております。

次に45ページの③「工事関連車両の走行に伴う振動」でございます。下段のイ「検討結果」の（イ）「予測結果及び評価」におきまして、走行ルートの見直しを行った開削トンネル部の交通振動への影響について確認を行っております。

46ページの枠囲み提出資料6-4に、見直しによる振動レベルは1～4デシベル増加するが、道路交通振動の限度である70デシベルを下回ることなどが記載されておりまして、これを受けまして、枠囲み下で「問題はない。」と取りまとめていただいております。

続いて47ページ、7「低周波音」についてです。

48ページの①「列車の走行」について、49ページ中段（イ）「予測結果及び評価」のところですが、「G特性音圧レベルの最大値は、平均的な被験者が知覚できる低周波音とされているG特性音圧レベル100デシベルを下回っていることから問題はない。」と取りまとめていただいております。

次に②「換気施設の稼働」についてです。

50ページをご覧くださいますと、イ「検討結果」、（イ）「予測結果及び評価」ですが、「現況において、一部の周波数帯域で心身に係る苦情に関する参照値を上回っている地点があることから、影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されたい」とのご意見をいただいております。

続いて51ページからは、8「地盤沈下」についてです。下段②「検討結果」のA「予測内容」におきましては、排水工法による地盤沈下を予測の対象外とした理由について確認を行っておりまして、52ページ、枠囲み提出資料8-1には、「地盤沈下を引き起こすような排水工法は行わないことから、予測の対象外とした」旨の記載

があります。これを受けまして枠囲みの下に「問題はない。」と取りまとめをいただいております。

次に、下段イ「予測結果及び評価」におきましては、地盤沈下に対する施工管理の内容について確認を行っておりまして、枠囲み提出資料 8-3 には、開削工事における地下水位の監視や土留支保の点検管理を実施することなどが示されており、53 ページの枠囲みの下には、「問題はない。」と取りまとめていただいております。

54 ページからは、9「日照障害」についてです。下段②「検討結果」のイ「予測結果及び評価」におきましては、日影の影響が生じる場合の適切な措置について確認を行っております。枠囲み提出資料 9-1 には費用負担にかかる通知に基づき、適切な対応を図る旨の内容が記載されております。これを受け、枠囲みの下、1 ポツ目ですが、「問題はない。」と取りまとめていただいております。また、2 ポツ目には、「工事中に立坑や防音シート等が長期間にわたって設置される可能性があることから、日照障害の影響を低減するよう努められたい。」とのご意見をいただいております。

56 ページからは 10「電波障害」です。

57 ページ、②「検討結果」のイ「予測結果及び評価」におきましては、予測範囲外において散発的に障害が発生した場合の対応について確認を行っておりまして、枠囲み提出 10-1 では、電波障害が発生すると予測された範囲外であっても、本事業により障害が発生した場合には対策を講じる旨が記載されており、これを受けて、枠囲みの下で「問題はない。」と取りまとめていただいております。

58 ページからは、11「廃棄物・残土」についてです。まず中段①「駅施設の利用」についてです。

59 ページのイ「検討結果」(ア)「予測内容」におきまして、本事業では外国人旅行者の利用も多いと考えられることから、インバウンドの増加に伴う廃棄物量への影響について確認を行っております。枠囲み提出資料 11-1 におきまして、今後もインバウンドの増加を踏まえ、外国人利用者にもわかりやすい表示などにより、ごみ

の排出抑制、分別促進に努めることが記載されており、これを受けて枠囲みの下で「問題はない。」と取りまとめていただいております。

また、60ページのイ「予測結果及び評価」におきましては、「その他一般ごみ」について、目標とするリサイクル率の考え方と具体的な対策について確認を行っております。枠囲み提出資料11-2におきまして、供用時の最新のリサイクル率を目標とすること、事後調査の結果を踏まえ、排出抑制・リサイクルの促進に取り組むことなどが示されておりました、これを受けて枠囲みの下で「問題はない。」と取りまとめていただいております。

続いて、61ページ2「工事の実施」についてです。

63ページをご覧くださいますと、(イ)「予測結果及び評価」におきまして、本事業では大量の残土・汚泥が発生することから、発生抑制及び再利用の考え方について確認を行っており、枠囲み提出資料11-3におきまして、最新の技術開発や施工条件等を踏まえた工法を選択することで排出抑制に努め、事業内流用や工事間流用に努めることなどが記載されております。また、リサイクル率の目標達成に向けた取り組みについても確認を行っておりまして、枠囲み提出資料11-4に、その内容が示されております。これを受けまして、その下、「本事業では長期にわたって大量の残土・汚泥が排出されることから、環境保全対策を確実に実施するとともに、工事期間中においても新技術・新工法の動向を注視し、積極的に採用するなど、最終処分量のさらなる低減に努められたい。」とのご意見をいただいております。

64ページからは、12「水象」です。この項目以降の「動物」・「植物」・「生態系」、「自然とのふれあい活動の場」につきましても、道頓堀川の一部を閉め切りして実施する工事に起因する評価項目となります。

まず、「水象」ですが、64ページ下段、②「検討結果」のイ「予測結果及び評価」におきまして、道頓堀川の流下能力に影響を及ぼす工事期間中の措置内容について確認を行ったところ、河川の流下能力の確保は河川管理者と十分調整の上、対応す

るとしているということから、「問題はない。」と取りまとめていただいております。

また66ページの13「動物」についてですが、66ページをご覧くださいと、②「検討結果」のイ「予測結果及び評価」におきまして、「本事業では、生息環境の改変はごく一部に限られること、半断面ずつ施工することにより、魚類等の移動経路は確保されることから、動物への影響は小さいと考えられる。」、「なお、護岸復旧時は、護岸の現状、素材に配慮するなど、生態系回復に努められたい。」「半断面ずつ施工を行うことで、動物への影響は小さいと考えられるものの、排水等によるDOの減少等が魚類の生息に影響を与える可能性があることから、河川水質への影響について施工管理の中で十分配慮されたい。」とのご意見をいただいております。

67ページからは、14「植物」についてです。道頓堀川の改変の箇所における現地調査の結果、環境省のレッドリストに記載のオオイシソウ科が確認されました。これを受けまして、68ページのイ「予測結果及び評価」におきまして、当藻類への配慮について確認を行っており、枠囲み提出資料14-1にその内容が示されております。これを受けまして、「オオイシソウ科については、関係機関をはじめ専門家の意見聴取などを行い、それらを考慮した適切な措置を図られたい。」とのご意見をいただいております。

69ページは、15「生態系」です。2「検討結果」のイ「予測結果及び評価」におきまして、「本事業では、生息環境の改変はごく一部に限られること、半断面ずつ施工することにより、魚類等の移動経路は確保されることから、生態系への影響は小さいと考えられる。」、「なお、護岸復旧時は、護岸の現状、素材に配慮するなど、生態系回復に努められたい。」とのご意見をいただいております。

70ページからは16「景観」です。

71ページの（イ）「予測結果及び評価」におきまして、地上構造物の出現による環境影響が大きいと考えられることから、地上構造物のデザインについて確認を行っ

ております。枠囲み提出資料16-1には、その内容を記載しておりまして、これを受けて、枠囲みの中では、「地上構造物は大阪の都心部に位置し、存在感の大きいものとなることから、デザインや色彩などについては、関係機関等と十分に協議を行い、すぐれた地域景観の創造に努める必要がある。」とのご指摘をいただいております。また、「構造物のデザイン決定に関しては、必要に応じて専門家の意見等を取り入れることを検討されたい。」とのご意見をいただいております。

72ページは、17「自然とのふれあい活動の場」です。

73ページ②「検討結果」のイ「予測結果及び評価」におきましては、湊町リバープレイスの広場空間、湊町船着場及び道頓堀川兩岸の遊歩道への影響をできるだけ軽減する具体的な対策について確認を行っており、枠囲み提出資料17-2に、その内容を示してございます。これを受けまして、枠囲みの中で、「できる限り早い段階で情報提供を行うとともに、工事中は施設利用者への影響を低減するよう配慮されたい。」、「また船着場等については関係者等と十分協議し、施設の移設場所や代替機能の確保に配慮されたい。」とのご意見をいただいております。

74ページからは18「文化財」についてでございます。

75ページの②「検討結果」のイ「予測結果及び評価」におきまして、本事業では、埋蔵文化財包蔵地を改変するおそれがあることから、措置内容について確認を行っておりまして、枠囲み提出資料18-1には、工事の実施に当たっては、関係機関と協議の上、適切な措置を行う旨の内容を記載しております。これを受けまして、「問題はない。」と取りまとめていただいております。

以上が、各環境影響評価項目の検討結果でございます。

76ページには第3章といたしまして、指摘事項を記載してございます。

また77ページには、「終わりに」を記載してございまして、以降のページには参照・参考として、諮問の委員名簿、部会構成、委員会の開催状況などを取りまとめでございます。

以上が、検討結果報告書（案）の内容でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【近藤会長】 どうもありがとうございました。

では、ただいまの検討結果報告書（案）につきまして、各部会においてご議論いただいたところでございますが、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【岡崎委員】 今回、道頓堀川で、絶滅危惧種の藻類が見つかりました。だんだん川がきれいになっているからなのか、理由ははっきり分かりませんが、この藻類は、例えば伊豆半島の中流域の里山の低いところ、割ときれいな川に生息しているものが見つかっていて、それを含めまして、事業者さんときっちりとした対策をとっていただきたいということで議論させていただきました。今回、騒音とか人間の生活に関わる部分だけじゃなくて、その他にもいろいろな点で指摘させていただきました。

【近藤会長】 ありがとうございます。何か、この件についてよろしいでしょうか。事務局のほうからもいいですか。

【事務局】 ご指摘ありがとうございます。部会でご意見をいただいているところもございまして、都市計画決定権者にも、お伝えさせていただきたいと存じます。

【近藤会長】 それ以外に、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。十分、部会においてご議論いただいたということで、ご意見がないようですので、ただいまの報告書案の案をとらせていただき、最終報告書として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【近藤会長】 それでは、本報告書をもちまして、大阪市長あてに答申することいたします。

では、よろしくお願いいたします。

【司会】 ただいまより、答申をお願いしたいと存じます。

近藤会長、青野局長、どうぞよろしく申し上げます。

それではよろしく申し上げます。

【近藤会長】 令和元年11月8日、大阪市長、松井一郎様

大阪市環境影響評価専門委員会会長、近藤 明

大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線に係る環境影響評価準備書について答申

令和元年8月5日付、大環境第e-373号で諮問のありました標題については、別添の検討結果報告書をもって答申いたします。

【事務局】 どうもありがとうございました。

どうぞお席へお戻りください。

【近藤会長】 それでは本日の議事につきましては、以上で終了とさせていただきます。

では、事務局よろしく願いいたします。

【司会】 どうもありがとうございました。

それではここで、局長の青野より、一言御礼を申し上げます。

【環境局長】 ただいま近藤会長から、大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線に係る環境影響評価準備書につきまして、ご答申をいただきました。

近藤会長をはじめ各委員の皆様方には、大変ご多忙の中、諮問から約3カ月の短時間で、延べ15回にもわたる部会における精力的なご検討、ご審議を重ねていただきました。改めてこの場をおかりしまして厚く御礼を申し上げる次第です。ありがとうございました。

本日のご答申につきましては、その趣旨を十分踏まえまして、市長意見を作成いたしまして、都市計画決定権者に対し、環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるなど、本市環境影響評価条例に基づく所定の手続を進めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、今後も、うめきたの開発事業をはじめ、大規模事業が控えていることから、引き続き、お力添えを賜りますよう、切にお願い申し上げます。

まして、まことに簡単ではございますが、御礼の言葉とかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

【事務局】 これをもちまして、本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。